

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	平 松 美 有
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和5年9月21日（木） 午前9時00分から午前9時17分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 決定第8号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 平松 美有 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、令和5年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p>
事務局長	<p>会長さん宜しくお願いします。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 5 番 日榮 隆広 委員 議席番号 6 番 佐野 哲司 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 987 1517 1379"> <tr> <td>議案第17号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>.....</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請</td> <td>.....</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第19号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>.....</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第20号</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願</td> <td>.....</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第8号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>.....</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>.....</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</td> <td>.....</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願</td> <td>.....</td> <td>1件</td> </tr> </table>	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請	4件	議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請	1件	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請	2件	議案第20号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件	決定第8号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	5件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	18件		2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	2件		3. 現況証明願	1件
議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請	4件																														
議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請	1件																														
議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請	2件																														
議案第20号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件																														
決定第8号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	5件																														
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	18件																														
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	2件																														
	3. 現況証明願	1件																														
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>																																
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>																																
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第17号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																																

会長	高齢者誓約書の内容について教えてください。
事務局	受け人が高齢者（70歳以上）の場合、心身が健康であること、後継者が引き続き耕作に励むことを誓約していただくものです。
会長	そのほか、宜しいでしょうか。
	（発言なし）
会長	それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
会長	有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。
	続きまして、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします
事務局	《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は申請地の近隣にて家族3人で生活しております。普通自動車1台、軽自動車2台、農作業用のミニショベルカー1台、軽トラック1台、トラクター2台を所有しております。自宅敷地内に駐車スペースがなく、申請地に駐車しておりました。農地法などの法律を理解していなかったため無断で使用しておりました。深く反省しております。このたび、無断転用であることが分かったため、是正する運びとなりました。今般の申請にて駐車場を設置する計画です。
	以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第18号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
	（発言なし）
会長	それでは議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請1件について 賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
会長	有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

<p>会長</p>	<p>続きまして、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて両親と同居しております。子供3人の成長とともに手狭になってきました。また、両親との生活リズムが合わなくなっているおり、お互いにストレスを感じるようになり、このままでは良好な関係を築いていくことは難しいと考え、新たな居住地を検討することになりました。同じ小学校区内に家族5人で暮らせる賃貸住宅はなく、自分たちの家を建築する計画を立てました。</p> <p>不動産業者に依頼したところ、希望した土地は市街化区域にはなく、申請地の紹介を受けました。申請地であれば現在の住宅からも近く、小学校区も同じで、新居を建築するのに最適であると考えました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は建設業及び解体業を主な事業としております。今までは解体の際に発生するコンクリート殻やアスファルト殻の処分には多くの経費が掛り負担となっていました。そこで、経費削減と近隣の建設業者からの要望もあり、コンクリート殻やアスファルト殻を破砕機により破砕し、再生利用を可能にする産業廃棄物の中間処理施設の設置を計画しました。候補地については近隣住民の生活上の影響や建築基準法等各法令の基準に従い探していたところ、申請地が見つかりました。申請地は産業廃棄物の中間処理施設を設置しても他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。なお、愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例による一連の手続きも終えております。今般の申請にて申請地を買い受け、また借り受け、産業廃棄物中間処理施設を設置する計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第19号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>加賀委員</p>	<p>2番について近隣住民への説明は終わっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。令和4年度に説明会を開催していると聞いています。</p>

加賀委員	産業廃棄物の中間処理施設が設置されたのは、農業委員会が認めたからだと周辺住民に思われることはないか。
事務局	他法令等も許可の見込みがあり、今回の申請については、許可要件を満たしており、農地法上問題ないと思われます。
会長	そのほか、宜しいでしょうか。
会長	(発言なし) それでは議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請2件について 賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) 以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第20号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。
会長	それでは議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。
	続きまして、決定第8号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》（1番から5番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明） 旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から5番、全体筆数は12筆、面積は16,500㎡です。</p> <p>1番から4番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、4名の方々が借り受けております。その他5番は相対の利用権で1名の方が借り受けております。</p> <p>内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県知事同意は令和5年8月31日、愛知県農業振興基金同意は令和5年9月4日、公告年月日は令和5年9月29日、契約開始年月日は令和5年10月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第8号について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>申請番号4番について、なぜこの金額なのでしょう。</p>
事務局	<p>金額については、貸付人と借受人の双方での話し合いで決定したと聞いております。</p> <p>そのほか、宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第8号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から18番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、18件の届出を受理しました。</p> <p>（専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理しました。</p> <p>（専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理しました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p>
会長	<p>これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>（終了 午前9時17分）</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年9月21日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号5番委員 日 榮 隆 広

議事録署名者
議席番号6番委員 佐 野 哲 司